

蒲郡市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「蒲郡市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度」とは、これまで蒲郡市国民健康保険に係る出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）については、原則として蒲郡市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の出産後に当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）が保険者である蒲郡市（以下単に「蒲郡市」という。）に申請し、支給される仕組みであったため、一時的に被保険者が多額の現金を用意する必要性が生じていたところであるが、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、世帯主が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）との間に、出産育児一時金の支給申請及び受領に係る代理契約（以下単に「代理契約」という。）を締結の上、出産育児一時金の額を限度として、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金の支給申請及び受領を直接蒲郡市と行うことにより、被保険者の経済的負担の軽減を図るものである。

(直接支払制度の運用方法)

第3条 出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）は、第5条から第12条までに掲げる事務を関係機関（医療機関等、支払機関である愛知県国民健康保険団体連合会（以下「支払機関」という。）及び蒲郡市をいう。以下同じ。）が実施することを通じ、当該医療機関等から被保険者に対し請求される出産費用について、蒲郡市が当該医療機関等に対し出産育児一時金を直接支払うことをその内容とする。

(対象者)

第4条 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の被保険者の出産に係る出産育児一時金の受給権を有する世帯主（被保険者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける場合を除く。）を対象とする。

(申請・受領に係る代理契約の締結等)

第5条 医療機関等は、被保険者の出産に関し、当該医療機関等を退院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理を離れるときをいう。以下同じ。）するまでの間に、直接支払制度について世帯主に十分説明した上で、直接支払制度を活用するか否かを確認するものとし、次の各号に掲げる旨について書面により世帯主の合意を得た上で、代理契約の締結を行うものとする。

- (1) 蒲郡市に対し、世帯主の名において出産育児一時金の支給申請を無償で代わって行う旨
- (2) 蒲郡市が世帯主に対して支給する出産育児一時金の額を限度として、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受領する旨及び出産育児一時金の額を超えた出産費用については、別途被保険者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨
- (3) 医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受領した額の範囲で、蒲郡市から世帯主へ出産育児一時金の支給があったものとみなされる旨
- (4) 現金等で出産費用を医療機関等に即時支払う等の理由により直接支払制度を活用せず、世帯主が従来どおりの方法で出産育児一時金の支給申請を行うことは、法令上妨げられるものでない旨

2 医療機関等は、前項の書面を2通作成後、1通は世帯主に交付するとともに、他の1通は当該医療機関等において保管するものとし、市長から確認又は写しの提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。

3 第1項の書面の保管期間は、出産育児一時金の申請に係る消滅時効に照らし、出産日から最低でも2年間は保管しなければならないものとする。

4 被保険者の転院等により、代理契約を締結した医療機関等において出産がなされなかった場合においては、当該代理契約は無効となり、当該医療機関等は直接支払制度の活用はできないものとし、転院等する先の医療機関等において直接支払制度を活用したい場合は、新たに代理契約を締結しなければならない。

（被保険者証の医療機関等の窓口での提示等）

第6条 医療機関等は、入院（医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理に入るときをいう。以下同じ。）する際に、蒲郡市国民健康保険被保険者証（蒲郡市国民健康保険資格証明書を含む。以下「被保険者証」という。）の提示を求め、被保険者はその求めに応じなければならない。

2 医療機関等は、妊婦健診などの際、医師の判断により異常分娩（分娩に係る異

常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置が行われるものをいう。以下同じ。)のため入院、産科手術等が療養の給付の対象となる可能性が高いと認められる場合にあつてはあらかじめ、被保険者が入院した後に療養の給付の対象となった場合にあつては退院時まで、世帯主に対し、蒲郡市国民健康保険限度額適用認定証（蒲郡市国民健康保険標準負担額減額認定証及び蒲郡市国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。以下単に「限度額適用認定証」という。）の交付申請をするよう勧奨するものとする。

（費用の内訳を記した明細書の交付等）

第7条 直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者に請求するものとする。

2 医療機関等は、次の第1号から第10号までに掲げる費用の内訳及びこれに付随する第11号の妊婦合計負担額並びに第12号の代理受取額を明らかにした明細書を交付し、当該明細書には、入院実日数及び直接支払制度を用いた場合の専用請求書（平成21年5月29日付保発第0529007号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」で示された「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「厚生労働省実施要綱」という。）で定められた出産育児一時金等代理申請・受取請求書をいう。以下同じ。）の内容と相違ない旨（直接請求支払制度を用いてない場合にはその旨）を併せて記載するものとする。

- (1) 入院料 妊婦（産褥期も含む。以下第6号及び第7号において同じ。）に係る室料及び食事料（保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費を含まない。）。
- (2) 室料差額 妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- (3) 分娩介助料 異常分娩時の医師等による介助その他の費用（正常分娩時には「－」ハイフンとすること）。
- (4) 分娩料 正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならない場合）の医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料（異常分娩時には「－」ハイフンとすること）。
- (5) 新生児管理保育料 新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査、薬剤、処置又は手当に要した費用（以下この号において「検査等」という。）を含めるものとする。ただし、当該検査等が療養の給付の対象になる

場合を除く。

- (6) 検査・薬剤料 妊婦に係る検査料又は薬剤料をいう。ただし、当該検査料又は薬剤料が療養の給付の対象になる場合を除く。
- (7) 処置・手当料 妊婦に係る医学的処置、乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。ただし、当該処置又は手当が療養の給付の対象になる場合を除く。
- (8) 産科医療補償制度 産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- (9) その他 文書料、材料費及び医学外費用等、前各号に含まれない費用をいう。
- (10) 一部負担金等 異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。ただし、被保険者より限度額適用認定証の提示があった場合は、一部負担金等として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。
- (11) 妊婦合計負担額 直接支払制度の活用の有無にかかわらず、実際に被保険者に請求することとなる実費をいう。
- (12) 代理受取額 直接支払制度により、世帯主に代わって蒲郡市に申請し、代理して受領する額をいう。ただし、実費が42万円の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、当該額を超えた場合には42万円とする。

(専用請求書の支払機関への提出等)

第8条 直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書に所定事項を記載の上、支払機関に対し、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体により提出するものとする。また、当該光ディスク等による提出に必要な記録条件仕様等は、厚生労働省実施要綱第2第2項第2号③で別に示す仕様等によるものとする。

2 前項の専用請求書の提出時期は、正常分娩か異常分娩かの別に応じ、次のとおりとする。

(1) 正常分娩に係る専用請求書の提出は、次のとおりとする。

ア 出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出する。

ただし、退院した日の属する月の10日までに専用請求書を作成できるときは、退院した日の属する月の10日までに到達するよう提出することができる。

イ 光ディスク等によるCSV情報により提出する場合は、出産後退院した日の属する月の25日までに到達するよう提出することができる。

(2) 異常分娩に係る専用請求書の提出は、出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出する。

(支払機関との業務委託契約の締結)

第9条 市長は、この要綱により直接支払制度を実施するため、当該制度に係る出産育児一時金の支払業務を愛知県国民健康保険団体連合会と業務委託契約を締結して行うものとする。

(支払機関からの請求に対する支払い等)

第10条 市長は、支払機関から請求があったときは、その内容を確認の上、次のとおり支払うものとする。

(1) 正常分娩に係る支払い

ア 第8条第2項第1号アに係る支払いは、支払機関から請求のあった月の末日頃を目途に行う。

イ 第8条第2項第1号イに係る支払いは、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じ、支払機関から請求のあった月の20日から25日頃を目途に行う。

(2) 異常分娩に係る支払いは、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じ、支払機関から請求のあった月の20日から25日頃を目途に行う。

(医療機関等からの請求額が出産育児一時金として支給すべき額未満であった場合の支払い等)

第11条 市長は、医療機関等から申請された代理受領額が42万円未満の場合には、当該申請額と出産育児一時金として支給すべき額の差額を世帯主に対して支払うものとする。この場合においては、世帯主に対し、当該差額の支給申請ができる旨を、蒲郡市国民健康保険出産育児一時金支給決定通知書に併記するなどの方法によりお知らせするものとする。

2 前項の差額の支給は、別記様式に定める請求書による世帯主からの請求に基づき行うものとする。

3 第1項の差額の支給に当たっては、支給決定に必要となる支払機関より送付される請求明細や専用請求書等の確認事務をすることが必要となるが、直接支払制度においては、専用請求書等の到達に出産後退院した日から1か月以上の期間を要する場合があるため、被保険者の経済的負担を軽減する趣旨の制度に照らし、第7条第2項に規定する明細書等により、直接支払制度を活用していること及び

出産に要した費用が確認できるときは、専用請求書の到達を待たず、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を行うことにより、当該差額を世帯主に早期に支給することができるものとする。

(直接支払制度を活用しなかった世帯主への対応)

第12条 直接支払制度を活用しなかった世帯主に係る出産育児一時金の支給については、従来の方法により、世帯主からの申請に基づき支給を行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、厚生労働省実施要綱に準じて別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成21年10月1日から施行する。

(蒲郡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度要綱の廃止)

2 蒲郡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度要綱は、平成22年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

3 平成22年3月31日までの被保険者の出産に係る出産育児一時金の受給権を有する世帯主による蒲郡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払制度要綱の規定に基づく出産育児一時金受領委任払制度の利用については、平成22年4月1日以降も可能とする。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の日より前に行われた出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

別記様式

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

請求者（世帯主）

住 所

氏 名

※署名又は記名押印

蒲郡市国民健康保険出産育児一時金差額請求書

出産育児一時金直接支払制度を活用しましたが、医療機関等の代理受領額が出産育児一時金の支給限度額に満たないので、その差額を下記のとおり請求します。

被保険者記号番号			
分娩年月日	年 月 日		
生まれた子の氏名		世帯主との続柄	
母の氏名			
分娩の種類	生産・死産		
請求金額	円		
振 込 先	口座名義人	種目	口座番号
信用金庫 銀行 農 協	フリガナ	普通 当座 貯蓄	